

臨時公開学習会

「学校事故対応に関する文科省指針」の検討会のご案内

2016年4月1日 学校安全全国ネットワーク

既報（別紙）のとおり、3月31日に文科省は、学校事故対応に関する指針を公表しました。この指針は、重大な学校事故が生じたときの遺族等との対応、再発防止の調査検証のあり方、その他、事後対応全般について、国としての指針をまとめたものです。

この指針は、今後の学校安全問題全般に対して、大きな影響を与えていくものと推察します。ぜひこの機会に勉強していきたいと思えます。

記

- 1 とき 2016年4月22日（金） 午後2時～5時（終了後の運営委員会含む）
- 2 ところ 早稲田大学文学学術院39号館（奥の半月型校舎） 第6会議室
- 3 報告 文科省指針の特徴と意義、課題について 喜多明人（早稲田大学）

参考 朝日新聞 2016年3月3日付

学校での子どもの死、調査委設置をルール化 文科省案

高浜行人 2016年3月3日 08時28分

<http://www.asahi.com/articles/ASJ325GJLJ32UTIL03G.html>

学校での授業や登下校時に起きた事故などで、子どもが亡くなった時の対応について、文部科学省が2日、指針案を公表した。遺族の要望があれば、自治体が調査委員会を作って原因を調べることを初めてルール化したのが特徴だ。3月中にもまとめ、都道府県などに通知する。

指針案では、水泳授業中の事故や地震、津波などの自然災害、給食アレルギーなどで幼稚園児や小中学生、高校生らが死亡したら、学校は3日以内をめどに関係する教職員から聞き取り調査する。

さらに、遺族の要望があるか、再発防止のために必要と判断すれば、市町村教育委員会といった学校の設置者が、弁護士や学識経験者で構成する第三者調査委を立ち上げ、原因を調べて報告書をまとめる。責任追及が目的ではないとした。

このほか、遺族と学校の連絡を取り持つコーディネーターを各教委に置く遺族支援策も盛り込まれた。

現在は国の指針がなく、事後対応は学校や自治体に委ねられている。遺族が原因や経緯を知りたい場合、訴訟を起こしたり、自治体に調査開始を働きかけたりしなければならない。文科省の調査では、2005～13年度に災害共済給付が支給された死亡や大けが403件のうち、調査委が設置されたのは2割だった。（高浜行人）